

## 1 計画策定の目的

- ・近年、全国各地でツキノワグマ（以下「クマ」という。）が人の生活圏へ出没しており、人身被害も多発しているため、国は令和6年4月にクマを指定管理鳥獣に指定
- ・本県においても、令和6年度、令和7年度とクマの出没頭数が続けて過去最多を更新し、市街地での出没も相次いでいる状況
- ・こうした状況に鑑み、人の生活圏への出没を防止するため、緩衝地帯や生息環境の整備など人との共生に向けた環境づくりを進める一方、県民の生命と暮らしを守るためには、人の生活圏に繰り返し出没するなどの問題個体は、積極的な捕獲を行い管理対策の強化を図っていく必要

➡ 県民の安全・安心の確保を最優先とし、問題個体の積極的な捕獲、地域個体群の安定的な維持、人とクマとの軋轢軽減を目的として、従前の「保護管理指針」に変えて「第二種特定鳥獣管理計画」を策定

2 計画期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日（※終期は、上位計画の第13次鳥獣保護管理事業計画の終了期間まで）

3 管理区域 山梨県内全域

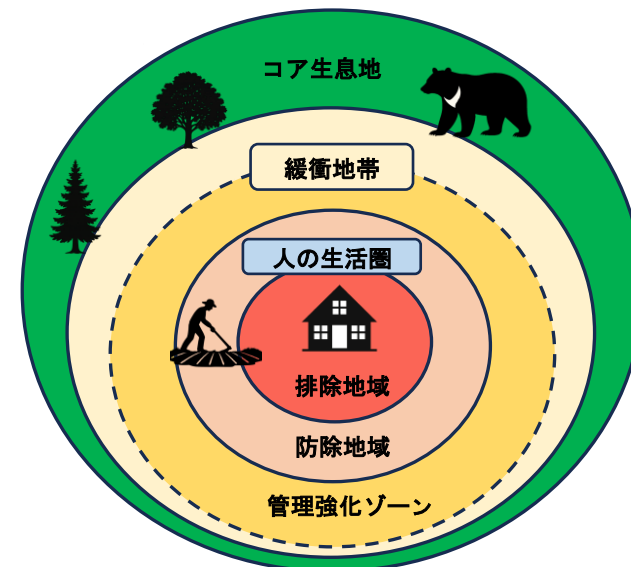
## 4 管理の目標

クマの良好な生息環境の維持及び問題個体の捕獲などによる適切な管理を推進することにより、「富士・丹沢」、「中央・南アルプス」、「関東山地」の各保護管理ユニットにおける地域個体群の長期的かつ安定的な維持と人身被害等の未然防止を図ることを目標とする。

## 5 ゾーニング管理

人とクマの棲み分けを図ることを目的に5つのゾーンに区分

ゾーン区分	概念	主な対策	
人の生活圏	排除地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>■人身被害防止                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地や集落内の住居集合地域</li> <li>・人の安全が最優先される地域</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・問題個体の駆除（緊急銃猟または有害捕獲）</li> <li>・放任果樹の伐採</li> </ul>
	防除地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>■農林業被害・人身被害防止                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・農林業など人の活動が行われている地域</li> <li>・被害防止対策や出没防止対策を実施する地域</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・問題個体の駆除（緊急銃猟または有害捕獲）</li> <li>・農地への電気柵等の設置</li> <li>・放任果樹の伐採</li> <li>・河川等侵入ルートの樹木等伐採</li> </ul>
緩衝地帯	管理強化ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>■排除・防除地域への出没抑制                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・緩衝地帯のうち特に人の生活圏に近い地域</li> <li>・人の生活圏への出没防止対策を実施する地域</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・問題個体の駆除（有害捕獲）</li> <li>・放任果樹の伐採</li> <li>・河川等侵入ルートの樹木等伐採</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>■環境の維持                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・人の生活圏とコア生息地の間の地域</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緩衝地帯の整備・維持</li> </ul>
コア生息地	<ul style="list-style-type: none"> <li>■クマの保護                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域個体群の安定的な維持を図り、良好な生息環境を保全する地域</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生息環境の整備</li> </ul>	



【ゾーニング図】

## 6 推定生息数

1, 038頭（前回のR2調査では、527頭）

〔内訳：富士・丹沢 287頭、中央・南アルプス 211頭、関東山地 540頭〕

※R7の生息モニタリング調査結果より算定

## 7 捕獲数の目安

80頭（R7は、40頭）

※環境省の「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）改訂版2022年3月」に定める捕獲上限割合等を参考に算定

※捕獲数の目安に達した場合であっても、人身被害の防止が必要と判断される場合は、有害捕獲や緊急銃猟を実施